

国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令等の一部を改正する等の省令 新旧対照条文

○国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る業務運営に関する省令（平成十六年総務省・財務省令第一号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項とする。</p> <p>（業務方法書の記載事項等の特例）</p> <p>第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号、第二条から第六条まで、第八条及び第九条中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは、「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（業務方法書の記載事項に関する経過措置）</p> <p>第二条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、第一条各号に掲げるもののほか、機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）に関する事項とする。</p> <p>（業務方法書の記載事項等の特例）</p> <p>第三条 前条に規定する業務が行われる場合には、第一条第二号中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）以下「電気通信基盤法」という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。」と、第二条から第六条まで及び第八条及び第九条の規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（電気通信</p>

「と」とする。基盤法第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。

○国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令（平成十六年総務省・財務省令第二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第二条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（<u>特定通信・放送開</u>発事業実施円滑化法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）が行われる場合には、第一条中「（平成二年法律第三十五号）」とあるのは「（平成二年法律第三十五号。以下この条から第十七条までにおいて「通信・放送開発法」という。）と、「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条第一項、第四条及び第六条から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（通信・放送開発法附則第五条第一項第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>（会計の原則等の特例）</p> <p>第二条 機構法附則第九条第二項に規定する業務（<u>電気通信基盤充実</u>臨時措置法（平成三年法律第二十七号。以下「<u>電気通信基盤法</u>」）と）が行われる場合には、第一条中「通信・放送開発金融関連業務」という。）とあるのは「通信・放送開発金融関連業務」という。）及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（<u>電気通信基盤充実臨時措置法</u>（平成三年法律第二十七号。以下「<u>電気通信基盤法</u>」）という。）第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と、第三条第一項及び第五条から第十七条までの規定中「通信・放送開発金融関連業務」とあるのは「通信・放送開発金融関連業務及び機構法附則第九条第二項に規定する業務（<u>電気通信基盤法</u>第六条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に限る。）と」とする。</p>